

世話の統計

以下の統計は、Betreuungszahlen , Aus Betreuungsrecht – Lexikon の記述をもとにして、2015年の数値を加えたものである (Ausgewertet und grafisch aufbereitet von Horst Deinert)。

全体数

世話手続き

2013 : 1.310.619、 2014 : 1.306.589、 2015 : 1.276.538、

世話手続きの数は、2013年の終了時点において、1,90%減少した。その結果、すでに前から著しく後退していたケース数の増加は、停止した。2014年には、0,31%減少し、さらに、2015年には、2,3パーセント減少した。

登録された配慮代理権 (日本の任意後見に相当する) の数

2013 : 421.962 (総計 : 2.278.556)

2014 : 370.375 (総計 : 2.648.931)

2015 : 382.292 (総計 : 3.031.223)

法定世話の減少と同時に、配慮代理権 *Vorsorgevormachten* の登録と受任者による許可申請は、増加した。連邦公証人協会の中央配慮代理権登録簿のもとに登録された配慮代理権は、さらに増加した。なされた新登録の約3分の1において、患者配慮処分 (民法1901条 a) の指示もなされている。資料 (統計表) は、後掲。

世話人への新規の任命

世話人の新規の任命については、約5%の前年からの後退がさらに強まった (2014

年：210,554；2013：221,262；2013年に対して4,8%の後退)。又、名誉職的世話の割合の後退もさらに続き、加速した。名誉職的世話人の全体割合は、56,98%（2013：59,06%；2012：60,49%）であり、そのうち、非親族の名誉職の割合は、同様に若干減少している（全体数の割合は、2014：5,56%；2013：5,47%；2012：5,39%）。2015年については、家族：49,72、その他の名誉職：5,72、自営的専門職世話人：37,73、世話協会：6,65、世話官庁：0,17%であった。

専門職による世話については、2度目であるが40パーセントの境界を超えた（2014：43,02%；2013：40,94%；2012：39,51%）。2015年については、44,56%であった。そして法人による世話の割合は、若干増加した（2014：6,47%；2013：6,37%；2012：6,27%）。2015年については、6,65%。官庁世話の割合は、従来の低い水準において減少している（2014：0,22%；2013：0,25%；2012：0,24%）。2015年については、0,17%。

自営の専門職世話人の選任は、2015年には、37,73%、2014年には、36,33%であった（2013：34,32%；2012：33%）。弁護士以外の専門職世話人は、2014年には、28,59%であった（2013：27,17%；2012：26,23%）。専門職世話人としての弁護士の選任は、7,74%であった（2013：7,15%；2012：6,77%）。

専門職世話人によって世話されている者の26,5%が18-39歳であり、47,0%が40歳から69歳であり、26,5%が70歳以上である。

2007年のケルンの社会研究・社会政策研究所の中間報告によれば、以下のような医師の診断が職業世話人の任命の基礎であった。

6, 9%	身体障害
19, 9%	認知症
16, 7%	依存症（中毒症）
33, 4%	その他の精神的疾病 psychische Krankheit
15, 9%	心的障害 geistige Behinderung
19, 7%	疾病と障害の混合形態

世話人の交代

世話人の交代については、前年に比べて、約 2, 3%の上昇が生じた（2014：47.490%；2013：46, 428%；2012：45, 108%）。各種世話人の割合も、新規の任命の場合に対して、きわめて様々である。家族の任命は、0, 3%（2013：19, 4%；2012：19, 8%）、その他の名誉職者の任命は12, 6%（2013：12, 8%；2012：12, 7%）であった。数字は、長期的後退の後に安定している。

自営的専門職世話人（弁護士を含む）の任命は、初めて5割を超えた。すなわち、51, 2%（2013：48, 9%；2012：48, 8%）。法人職員の任命は17, 7%（2013：18, 2%；2012：18, 2%）官庁職員の任命は、0, 3%（2013：0, 73%；2012：0, 53%）、6.202 事例（2013：6. 586；2012：6.202）において、専門職的世話から名誉職的世話への変更がなされた（13, 1%；2013：14, 2%；2012：13, 75%）。前年比では、専門職的世話から名誉職的世話への変更は5, 8%だけ減少した。2015年については、専門職世話人：50, 10%、世話協会：19, 53%、家族：17, 39%、その他の名誉職世話人：12, 67%、官庁世話人：0, 31%であった。

手続保佐人

手続保佐人の任命は、2014年には、確かにほんの僅か増えて137.671(2013:137.114)、世話法の導入後、最も高い数値に達したが、2015年には、131.464になった。2015年には、事例の64,33%(2014:64,22%(2013:64,59%))において弁護士が手続世話人に任命され、35,67%(2014:35,78%)においては、他の職業の者が任命された。名誉職的手続き保佐人の任命は、統計上は、把握されていない。

同意権留保

同意権留保(民法1903条)は、2015年においては12.429回(2014:13.189、2013:13.278)命じられ、前年比では、若干少ない。初めての任命の関係における同意権留保の割合は、地域比較において、2014年では、2,5%(2013:2,6%、バイエルン州)と11,35%(2013:10,49%、シュレスヴィヒホルシュタイン州)との間にある。平均値は、6,26%(2013:6%;2012:5,83%)であった。

治療行為

民法1904条の許可された施策(危険を伴う治療施策)の数は、健康案件の領域において、2014年では、2013年に比べて著しく減少した。それは、2014年では1.409(2013:1.922)であり、前年の数より26,7%低く、以前の最も低い2012年の数値である1.707よりも17,5%超えていた。2015年には、1.487に回復している。

民法1904条第1項(危険な治療)又は同2項(終了ないし生命維持装置の不利用)の許可が問題になったか否かは、統計的には把握されていない。2014年には、民法第1904条の許可手続きのうち、349=22,34%(2013:470=22,19パーセント)は、世話人によってではなく、配慮受任者によって発起された。

2014年には、初めて閉鎖的施設への収容の枠内での医師による強制措置(民法1906条第3項)の許可も、集計された。これは2013年2月26日以来の法規制に服するものである。ここでは、5.745の措置が許可され、400が拒否された。この措置は、世話人の申請に

よるものが 66, 4%、配慮代理人によるものが 33, 6%であった。

若干のさらなる数値

避妊手術の許可（民法 1905 条）は、2014 年には、前年におけると同様に、36 回なされ、したがって、長年にわたって低い数値にとどまっていた。2015 年には、26 回であった。

自由剥奪措置については、様々な傾向が確認された。その許可は、以下のようであった。

民法 1906 条第 1 項の許可

自由剥奪措置は、55.292 回（2013：54.831）許可された。0, 84%の上昇であった（2015：56.646）。2014 年には、収容手続きは、11.902 事例=26%（2013：11.121 事例=24, 15%）において配慮受任者の申請に基づいていた。配慮受任者の措置の割合は、したがって新たに上昇した。住民 10.000 に対する収容の割合は、2014 年には、1, 85 人（2013：1.6 人、ブランデンブルク州）と 14, 55 人（2013：14, 17 バイエレン州）の間であった。平均値は、2014 年は、6, 81 人（2013：6, 79）である。

民法 1906 条第 4 項の許可

固定的拘束や格子つきベッドのような収容類似の措置は、2015 年には、59.945 であったが、2014 年には、60.438 回許可されていた（2013：75.727；2012：85.132）。2013 年の 9.400 事例以上の、換算すれば 11, 04%の大幅な後退は、2014 年には、15.289 事例に=20, 2%まで再度明確に上昇した。（しかしながら）その結果、低落傾向の許可件数は、改めて継続し、加速化された。これは、明らかに、ReduFix や Werdenfelser Weg（身体拘束を減らす運動団体）の運動の成果であろう。

2014 年には、身体拘束類似の措置は、22.654 事例=34, 01%（2013：30.258 事例=35, 98%）において、配慮代理人の申請によってなされていた。全体措置の後退は、2014 年には、世話人と配慮受任者のより少ない申請に基づいて、本質的に、世話人と配慮代理人の

少ない申請により、後退が生じていた 2013 年とは異なり、半分にとどまっていた。

住民 10.000 人当たりの、収容類似措置の割合は、2014 年には、0, 84 (2013 : 1%、ベルリン州) と 14, 44 (2013 : 15, 3、バイエルン州) の間であった。平均値は、7, 44 (2013 : 9, 38) であった。

世話協会

承認された世話協会の数は、2014 年には、838 (2013 年の 832 に対して) 上昇した。州の資金により 619 協会 (2012 : 615) が助成されていた。助成額は、2014 年には、10.286 Mio.(百万)ユーロ (2013 : 10.342 Mio.ユーロ) であった。これは、連邦全土で、住民 1.000 人当たり 126, 86 の額に相当した。2014 の数値では、ザールランド州の助成額が欠けている (2013 : 293.000 ユーロ)。連邦各州で、著しく異なっている。自治体による助成は、モデルの相違の故に、比較することはできなかった。

費用と報酬

世話人と手続き保佐人の費用及び報酬のための州金庫の支出は、2014 年には、連邦司法省の調査によれば、841.616, 9 Mio.ユーロ (2013 : 826, 9Mio.ユーロ) であった。したがって、費用は、前年よりも 1, 78%上昇した。総費用のうちで、費用弁償 (民法第 1835 条) は 4, 04%だけ低下し、名誉職世話人 (民法 1835 条 a) のための概算費用は、18, 22%上昇し、職業世話人及び法人世話人のための概算報酬 (同法 4, 5, 7 条) は、初めて 0, 36%低下し、手続き保佐人の報酬は、5, 88%上昇した。概算費用の大幅な上昇は、2013 年 8 月 1 日になされた調査によれば、3 2 3 から 399 ユーロの上昇として説明することができよう。

配慮代理権の登録数等

Stand: 31. 03. 2014 連邦公証人会議所 (中央配慮代理権登録所の統計)

1	登録の全体数	2. 382. 185
2	新規登録の数 2014	103. 877
3	そのうち患者配慮処分と結合しているもの	78. 362
4	書類による届け出の数 2014	4. 247
5	司法による照会の数 2014	59. 785

以下は、原語のまま。

Stand: 31. 12. 2015

1	Gesamtanzahl der Eintragungen	3. 031. 223
2	Anzahl der Neueintragungen 2015	382. 292
3	davon mit Patientenverfügung verbunden	290. 043
4	Anzahl der Papiermeldungen 2015	12. 249
5	Anzahl der Justizabfragen 2015	223. 419

Stand: 31. 12. 2016

1	Gesamtanzahl der Eintragungen	3. 415. 114
2	Anzahl der Neueintragungen 2016	383. 891
3	davon mit Patientenverfügung verbunden	291. 690
4	Anzahl der Papiermeldungen 2016	11. 540
5	Anzahl der Justizabfragen 2016	227. 208

連邦司法庁（報告 III 3） 1992年から2015年までの連邦による世話手続に関する調査の総括

冒頭に掲げた資料は、Originalzahlen des Bundesamt für Justiz (連邦司法庁のオリジナルの数値)として、以下の統計を掲げている。上述の解説の数値とは若干異なるが、法施行以来の傾向を見て取れるので掲げておく。

以下の表の事項欄の訳語は、以下の通りである。

1. 世話：以下に関する手続

1・1 新規任命 1・2 廃止 1・3 権限拡大 1・4 権限縮小 1・5 更新

2. 世話人の種類：2・1 私人 (内訳) 家族、その他の名誉職者 職業世話人

2・2 法人(職員)世話人、 2・3 官庁(職員)世話人 2・4 法人、2・5 官庁

Bundesamt für Justiz
Referat III 3

Betreuungsverfahren Zusammenstellung der Bundesergebnisse für die Jahre 1992 bis 2015 *)

Stand: 08. März 2017

	1)	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 2)	2001 2)
1. Betreuung:											
Verfahren über											
1.1 Ernennung	G	75.170	104.511	113.100	123.310	141.997	147.051	159.905	177.252	192.281	206.290
	A	4.369	8.960	7.395	7.857	9.027	9.262	10.501	11.254	11.964	12.793
	S	13.968	21.509	22.490	21.831	24.870	36.377	27.871	30.027	32.961	37.281
1.2 Aufhebung	G	7.175	9.339	9.165	11.051	11.226	11.517	12.560	14.396	16.206	17.703
	A	377	606	570	837	496	613	447	794	659	637
	S	1.857	2.134	2.693	3.103	3.244	3.516	3.930	3.909	4.615	4.635
1.3 Erweiterung	G	7.743	13.302	16.181	17.907	25.332	28.242	31.294	34.686	38.243	42.143
	A	173	264	205	232	266	319	219	390	343	327
	S	229	240	238	214	199	200	182	410	436	436
1.4 Einschränkung	G	3.748	5.639	6.664	6.294	8.030	7.002	7.406	7.579	8.316	9.744
	A	34	36	40	39	63	63	38	63	95	76
	S	66	61	61	30	29	27	32	67	61	62
1.5 Verlängerung	G	12.539	19.477	23.579	30.215	51.502	61.520	72.932	77.696	85.070	106.514
	A	66	256	110	114	259	220	191	144	156	167
	S	1.034	1.257	921	890	1.167	1.104	1.310	1.104	1.141	1.114
2. Betreuung durch:											
2.1 Privatperson	E	62.127	86.463	93.003	102.908	121.875	130.613	143.508	166.529	183.264	196.740
	T	2.230	5.969	3.990	4.891	8.018	8.076	8.076	8.067	8.190	8.790
	N	7.567	13.106	14.993	17.201	15.087	17.948	19.494	21.812	23.026	25.261
Familienangehörige	E								112.514	125.050	136.472
	T								3.312	3.012	2.801
	N								9.081	8.206	8.988
sonstige ehrenamtliche Betreuer	E								16.562	15.108	15.209
	T								961	1.046	670
	N								4.948	5.220	5.462
Berufsbetreuer	E								37.063	42.461	46.000
	T								1.594	2.132	1.871
	N								7.773	9.679	10.636
2.2 Vereinsbetreuer	E	2.391	7.136	12.098	13.747	14.892	18.294	14.961	12.864	14.261	12.393
	T	113	482	515	759	1.102	843	819	1.112	1.401	1.246
	N	3.491	5.787	6.396	6.256	6.106	4.943	4.500	5.390	5.859	5.900
2.3 Behördenbetreuer	E	5.452	5.506	4.200	3.850	3.650	3.181	2.931	2.030	1.776	2.200
	T	124	754	532	331	252	167	178	194	176	112
	N	1.119	1.309	922	711	721	729	628	574	395	239
2.4 Verein	E	771	965	1.007	807	725	677	636	602	366	470
	T	427	662	294	363	296	115	78	90	24	24
	N	226	460	243	269	201	180	159	213	113	63
2.5 Behörde	E	5.968	7.392	5.169	4.710	4.163	3.494	2.905	2.190	1.960	1.810
	T	373	1.126	1.099	969	666	522	372	340	296	199
	N	699	1.199	913	799	692	661	444	394	293	171

3. 同意権留保：以下に関する手続

3・1 新規の命令 3・2 廃止 3・3 範囲拡大 3・4 範囲縮小 3・5 変更

4. 民法1904条の治療に関する手続

5. 民法1905条の避妊手術

6. 民法1906条4項の収容類似施策に関する手続

7. 民法1906条1項、2項による収容

7・1 許可 7・2 廃止 7・3 更新

8. 手続き世話人の任命

注釈 Anmerkung

説明文は、各州概要の最後に存在する。

＊) 1992年から2001年：カウント用紙の第9および10号の結果の一覧表は欠けている。

1) G=命令ないしは許可, E=新規任命

A=拒否（却下） T=解任 / 被世話人の死亡

S=その他の処理 N=世話人後退の場合の新世話人

V=従前の世話人は専門職世話人であった。

2) 200年から2001年：ハンブルクを除く。

3) 1996年と1997年：各州において生じうる誤解により前年度比が欠けている。

		2002 ²⁾	2003 ²⁾	2004 ²⁾	2005 ²⁾	2006 ²⁾	2007 ²⁾	2008 ²⁾	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
1) Bewältigungsstellen: Verfahren über	G	12.214	9.810	10.840	11.862	11.371	12.039	13.239	14.132	14.860	14.207	13.592	13.203	13.108	12.428
	A	856	802	846	759	748	722	830	887	823	829	826	820	878	858
	S														
4) Verfahren über Heilbehandlung § 140a StGB	G	3.077	2.524	2.846	3.070	3.982	3.513	3.480	3.320	3.274	2.737	1.772	1.402	1.404	1.407
	S	250	250	229	270	254	202	228	220	229	199	207	199	193	150
5) Überlassung § 140a StGB	G	88	90	70	59	60	50	61	66	38	41	32	30	30	28
	S	10	20	20	20	21	19	20	10	23	17	16	20	21	13
6) Verfahren über Leistungsmaßnahme Heilmaßnahme § 140b IV StGB	G	96.888	74.703	79.291	82.781	82.864	86.943	91.825	96.352	96.719	99.214	95.132	75.727	82.433	86.947
	A	5.208	6.256	6.814	6.879	6.257	5.469	6.469	6.252	7.219	7.822	8.521	8.389	8.109	8.544
	S														
7) Unterbringung nach § 140b I, III StGB Verfahren über	G	46.222	42.303	42.281	42.778	46.207	46.899	52.739	54.125	55.368	57.716	56.696	56.831	56.262	56.548
	A	1.891	1.822	1.823	2.025	1.711	1.886	1.716	1.883	1.881	1.895	2.220	2.345	2.257	2.248
	S														
8) Unterbringung nach § 140b II, IIIa StGB Verfahren über	G													3.148	2.592
	A													402	427
9) Bestimmung eines Verfahrensorgans		87.918	91.483	92.073	93.493	96.352	99.487	99.471	113.104	134.352	124.823	132.828	137.114	137.871	131.891

Anmerkungen

Bekanntstand befindet sich am Schluss jeder Länderübersicht.

*) Ab Berichtsjahr 2002 Neuaufbau der stichtagslichen Bedrohungen zum Betreuungszeit (Pufferlösung in redizierter Form); Vergleichbarkeit mit den Zahlen bis 2001 wurde hergestellt.

1) G = Anordnung bzw. Bewehrung S = Strafverfolgung T = Abberufung / Tod des Betreuer N = Bei Betreuerwechsel: Neuer Betreuer V = Vorheriger Betreuer vor als Berufsbetreuer

2) 2002 bis 2007: Ohne Heilbehandlung.

2008: Nrn. 1,3 und 1,4 ohne Eigenkassen aus Heilbehandlung.

3) Abberufung / Tod des Betreuers (T) wird seit 2002 nicht mehr erfasst.

4) bis einschließl. 2001 wurden Einbestellungen, Erweiterungen und Verlängerungen getrennt erfasst und gesondert unter den Ziffern 5.1, 5.3 und 5.8 ausgewiesen.

5) bis einschließl. 2001 wurden Bewehrungen und Verlängerungen getrennt erfasst und gesondert unter den Ziffern 7.1 und 7.2 ausgewiesen.

注釈 Anmerkung

説明文は、各州概要の最後に存在する。

*) 2002年度の報告から世話法に関する統計調査は新文言となっている（縮小形態の継続）。; 2001年までの数字による比較はなされていた。

- 1) G、E,A,T,S,N,Vの各記号は上記と同じ。
- 2) 2002年から2007年までは：ハンブルクを除く。
- 3) 解任と被世話人の死亡は（T）、2002年以降は把握されていない。
- 4) 2001年を含むところまでは、新規任命、権限の拡張及び更新は分けてとらえられ、3・1と3・5の下では格別に指示されている。
- 5) 2001年を含むところまでは、許可と更新は分けてとらえられ、7・1と7・3の下では格別に支持されている。

親族後見人等による業務上横領等と刑の免除

日本において、親族による業務上横領事件などが生じた場合に、いわゆる親族相盗例による刑の免除の可否が問題になるので、ドイツではどうなっているかについて、とりあえず以下に、条文の形で示しておく。

ドイツにおける親族相盗例

刑法典第 247 条

窃盗もしくは横領により、家族、後見人もしくは世話人が被害を受け、または被害者が行為者と家族共同体において生活している場合には、当該行為は告訴に基づいてのみ訴追される。

<日本の刑法> (親族間の犯罪に関する特例)

第 244 条

1. 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で[第 235 条](#)の罪、[第 235 条の 2](#)の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。
2. 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3. 前 2 項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。